別紙７

上下水道局地理情報システム運用保守業務委託　仕様書

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　本仕様書は、長野市上下水道局（以下、「発注者」という。）が運用保守業務受託者（以下、「受注者」という。）へ委託する上下水道局地理情報システム運用保守業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

（業務の目的）

第２条　本業務は、上下水道局地理情報システム（以下、「上下水道GIS」という。）を円滑に運用していく上で必要となる技術的支援及び保守を行うことを目的とする。

（業務の概要）

第３条　本業務で実施する業務の概要は、次の各項目に掲げるとおりとする。

　(1) 運用保守業務

　(2) その他（研修等）

（準拠する法令等）

第４条　本業務の遂行に当たっては、この仕様書によるもののほか、次の各号に掲げる法令規程等を遵守するものとする。法令規程等に改訂があったときは、改訂後の内容に従うものとする。

(1) 測量法、同施行令及び同施行規則

(2) 住居表示に関する法律

(3) 個人情報保護に関する法律、同施行令及び同施行規則

(4) 水道法

(5) 下水道法

(6) 地方公営企業法

(7) 長野市契約規則

(8) 長野市財務規則

(9) 長野市個人情報の保護に関する法律施行条例

(10) 日本メタデータプロファイル（JMP2.0，国土地理院　平成16年３月）

(11) 地理情報標準プロファイル（JPGIS2014，国土地理院　平成26年４月）

(12) 公共測量成果改定マニュアル

(13) 長野市共用空間データ製品仕様書

(14) その他の関係法令及び通達、条例・例規並びに諸規則等

（一括再委託の禁止）

第５条　業務の再委託について以下の事項を禁止する。

(1) 受注者は、本業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとする。

(2) 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(3) 受注者は、前２項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（長野市公契約等基本条例に関する事項）

第６条　受注者は、長野市公契約等基本条例に関する以下の事項を遵守するものとする。

(1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示するものとする。

(2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結するものとする。

(3) 長野市公契約等労働環境報告書１部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）２部を契約後速やかに提出するものとする。

なお、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出するものとする。

（作業計画）

第７条　本業務の着手に先立ち、受注者は適切な作業計画を立案し、以下の書類を提出の上、発注者の承認を得るものとする。

(1) 業務計画書

　(2) 工程表・着手届及びプロジェクトマネージャ届

　(3) 障害発生時の緊急連絡体制表

　(4) その他、発注者が必要と認める資料

（プロジェクトマネージャ）

第８条　受注者は、作業計画の立案、工程管理及び品質管理を総括する者として、プロジェクトマネージャを選任しなければならない。プロジェクトマネージャは、高度な技術と十分な実務経験を有するものとする。また、原則としてプロジェクトマネージャは本業務が完了するまで変更しないものとする。

なお、やむをえない事由により担当者が変更となる場合は、同等以上の技術と経験を有するプロジェクトマネージャを選任し、発注者と協議の上、発注者の承認を得なければならない。

（空間参照系の定義）

第９条　本業務で扱うデータの空間参照系は、次の定義に従うものとする。

　(1) 準拠する測地系 ：世界測地系（測地成果2011）

　(2) 水平位置の座標系：平面直角座標第Ⅷ系（８系）に基づく数学座標系

　　　　　　　　　　　　（Ｙ軸について北方向を正の値とする）

　(3) 垂直位置の座標系：日本水準原点を基準とする高さ

　(4) データの単位 ：メートル（ｍ）単位の実数値

（履行期間）

第10条　本業務の履行期間は、システムの稼働する日から令和14年３月31日までとする。

（資料の貸与）

第11条　発注者は本業務に必要な資料として、以下の資料を貸与する。このほか貸与を希望する資料がある場合は、資料の名称及び使用目的を発注者に提示し承認を得るものとする。受注者は貸与資料を破損・紛失などしないように『自己の財産におけると同一の注意』をもって取り扱うものとする。

　(1) システムソフトウェア

　(2) システムドキュメント

　　　　（基本設計書，機能設計書，プログラム設計書，運用設計書，マニュアル類ほか）

　(3) システムログファイル

　(4) 上下水道施設等整備データ

　(5) 上下水道各種マスタデータ（料金マスタ等）

　(6) 上下水道局所管公有財産データ（土地・建物・工作物）

　(7) 共用空間基盤地図データ〈Shape形式，デジタルオルソのみTiff形式〉

　(8) 表札データ〈Shape形式〉

　(9) 検索用データ（住所検索用，目標物検索用，地番検索、電話番号検索用の各データ）

　(10) 上記データのメタデータ及び製品仕様書

　(11)その他、発注者が業務履行上必要と認めたもの

（個人情報の保護）

第12条　本業務において個人情報を取り扱う場合には、受注者は、別紙１の個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。

（システム運用時間）

第13条　上下水道GISの運用時間は、計画停止を除き、土日祝祭日・年末年始を含む24時間連続運用とする。本業務の実施において、受注者は運用の妨げとならぬよう配慮するものとする。

第２章　システム運用保守

（作業概要）

第14条　運用保守作業概要は、次のとおりとする。

　システムの操作上の質問・疑問に対する迅速な応答（運用サポート）を行い、システムの円滑な運用を支援する。システムを正常な状態で運用するため、ハードウェア及びソフトウェアの定期点検並びに故障時の障害復旧を行う。また、必要に応じてコードテーブルの更新、ソフトウェアのバージョンアップ、マニュアルの改訂を行う。

（対象システム）

第15条　運用保守の対象システムは、次に掲げるとおりとする。

　　　平成19年度長野市「水道局地理情報システム（GIS）整備業務」で導入し、平成23年度同「水道ＧＩＳ上水道関係機能追加業務委託」等で機能追加し、平成25年度同「水道GIS更新業務委託」、令和元年度同「上下水道局地理情報システム更改業務委託」にて更新したシステムで利用する全てのハードウェア（サーバ機器，管理用端末機器，周辺機器，ネットワーク機器等を含む）及びソフトウェア（業務で導入した全てのOS，パッケージソフト，カスタマイズ部分を含む）

（運用サポート）

第16条　システムの運用サポートは、次の各号に掲げる内容とする。

　(1) 受注者は、システムの運用・操作・管理に関する質問及び疑問に対して速やかに回答する。

　(2) 運用サポートの受付は、原則、受注者が設置するサポートデスクとする。

　(3)月に1日以上、上下水道局業務時間内に局職員のヒアリングを行い、対応可能な範囲の要望対応に応じて職員のGIS利用促進をはかる。

　(4) 受付方法及び回答方法は、電話もしくは電子メールとする。

　(5) 受注者は、問い合わせ及び回答の日時・氏名・内容等を運用サポート記録簿に整理する。

　(6) 発注者は、質問及び疑問の重複を回避するための適切な対策を講じるものとする。

　(7) 問い合わせは、原則、発注者の管理部門職員からのみとする。

（サポートデスク受付時間）

第17条　サポートデスクの受付時間は、開庁日（日曜開庁日及び事前に発注者の承認を得た受注者内部規則に基づく休業日を除く）における、午前９時から午後５時までとする。ただし、緊急を要する場合の対応については、発注者と協議の上対応することとする。

（定期点検）

第18条　システムの定期点検は、次の各号に掲げる内容とする。

　(1) 定期点検において、受注者は以下の作業を行う。

　　　　運用状況の把握，サーバリソースの確認，バックアップ，ソフトウェアパッチの適用，ウィルスパターンファイルの更新，ログの保管等

　　　　※ 実施する作業内容の詳細は、発注者と受注者の協議の上で定める。

　(2) 定期点検の実施回数は、原則として毎月１回とする。

　(3) 実施日及び時間は、発注者と受注者の協議の上、システムの利用頻度が少ない時間帯とする。

　(4) 定期点検の結果は、作業報告書及び月次報告書にまとめて発注者の承認を得る。

　(5) 受注者が作業を行うために必要な環境は、発注者が提供する。

　(6) バックアップサーバを設置した場合は、出先機関に設置したバックアップ用のサーバの保守管理も毎月１回実施する。

（外部委託機関におけるGISデータ更新）

第19条

(1) 水道料金徴収を委託している外部団体においてGISが活用できるように３ヶ月に１度以上データの更新を行う。なお３ヶ月の間に局職員が更新したデータの中で外部委託機関の業務に必要なテーブルのみを更新する。

　(2) 水道維持管理を委託している外部団体においてGISが活用できるように１年に１度以上データの更新を行う。なお１年の間に局職員が更新したデータの中で外部委託機関の業務に必要なテーブルのみを更新する。

（保守要望対応）

第20条　運用サポートの範囲を超える要望を整理し、発注者と協議の上予め取り決めた工数（30人工）の範囲で対応を行う。

（障害復旧）

第21条　ハードウェア故障もしくはソフトウェア不具合に伴うシステムの障害復旧は、次の各号に掲げる内容とする。

　(1) 障害復旧において、ハードウェアの故障に伴う修理もしくは部品交換、ソフトウェア（環境設定情報を含む）の不具合（バグ等）に伴う修正済みプログラムの適用を実施する。

　(2) 障害発生時の区分は、障害の程度に応じて以下の２通りに区分する。

重大障害：待機系システム（バックアップサーバ）に切り替えても正常運用できない重大な障害

一般障害：待機系システムに切り替えて運用を継続している状態。一部機能の運用に支障があるものの、システム全体に影響を及ぼさない程度の障害。待機系システムへの切り替えを必要としない障害を含む

　(3) 障害発生の受付は、受注者が設置するサポート窓口とする。受注者は、保守サポート時間外の緊急連絡用として、緊急連絡体制表を作成して発注者に提示する。

　(4) 障害発生時の現地対応として、発注者から障害の申告があった場合に、２時間以内に初動を行なう。ただし、保守サポート時間外に受けた問合せは対象外とする。

　(5) 重大障害の対応は、発注者の要請にもとづき平日・休日の別に関わりなく作業員を派遣し、修復作業に取りかかるものとする。

　(6) 一般障害の対応は、発注者の要請にもとづき要請の日を含む３営業日以内に修復作業に取りかかるものとする。

　(7) (6) の営業日の定義は、受注者の内部規則にもとづく日とし、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

　(8) ソフトウェアのバグに起因する障害について、プログラムの修正に期間を要する場合は、発注者と受注者が協議し、修復時期を別に定める。必要に応じて、受注者はバグを含むプログラムをシステムから一時的に切り離す等の暫定的な修復を行うものとする。

　(9) 障害の原因がハードウェアに起因し、修理に機器製造元特有の技能が必要な場合は、受注者の立ち会いのもとで当該製造元の作業員が修復作業を行うことを発注者は了承する。

　(10)障害復旧の結果は、作業報告書及び障害対応管理表にまとめて発注者に提示し、発注者の承認を得る。

　(11)受注者が作業を行うために必要な環境は、発注者が提供する。

（コードテーブル更新）

第22条　システムの内部で利用するコードテーブル（住所コード，目標物コード，所属コード，利用者テーブル等）に変更が生じた場合は、該当するデータの提供を受けてコードテーブルを更新するものとする。

（ユーザ情報更新）

第23条　ユーザ情報の更新（フォルダへのアクセス権、プロジェクトの設定変更等、各種権限設定を含む）について、年に１回（３月を想定）、原則としてユーザ権限原案（Excel形式）を発注者が作成し、受注者が一括更新を行うものとする。

（設計書の改訂）

第24条　システム保守の実施に伴いソフトウェアを修正した場合は、必要に応じて設計書類（機能設計書、プログラム設計書、運用設計書）を改訂するものとする。

（マニュアルの改訂）

第25条　運用サポートで寄せられた内容を整理し、操作マニュアル及び運用マニュアル（電子ヘルプを含む）を改訂するものとする。

第３章　関連データセットアップ等

（表札・目標物等データのセットアップ）

第26条　別業務で更新される表札、目標物等のデータ及びメタデータをサーバにセットアップし、システムを運用するために必要な設定調整、動作確認等を行うものとする。更新回数は、表札は年１回、目標物データは年２回までとする。

（更新済み共用空間データのセットアップ）

第27条　発注者が貸与する更新済み共用空間データ（地番図、道路骨格、建物、行政界、その他地形、デジタルオルソ他）及び当該データのメタデータをサーバにセットアップし、システムを運用するために必要な設定調整等を行うものとする。更新回数は年２回とする。

（共用主題データのセットアップ）

第28条　発注者の指示に基づき、受注者は共用主題データ及び当該データのメタデータを発注者のサーバにセットアップし、システムを運用するために必要な設定調整、動作確認等を行うものとする。

　　(1) 更新済み上下水道施設等整備データのセットアップ

発注者が貸与する更新済み上下水道施設等整備データ及び当該データのメタデータをサーバにセットアップし、システムの運用に必要な設定調整、動作確認等を行うものとする。

更新頻度は発注者と受注者の協議により定める。

　　(2) 更新済み上下水道各種マスタデータのセットアップ

発注者が貸与する更新済み上下水道各種マスタデータをサーバにセットアップし、システムの運用に必要な設定調整、動作確認等を行うものとする。

更新頻度は発注者と受注者の協議により定める。

（検索用データセットアップ）

第29条　発注者が貸与する検索用データ（住所検索用，目標物検索用，地番検索用，電話番号検索用）を発注者のサーバにセットアップし、システムの運用に必要な設定調整、動作確認等を行うものとする。セットアップの回数は年２回までとする。

第４章　その他

（管理者研修）

第30条　管理者向けに必要に応じて研修を実施するものとする。詳細は発注者と受注者の協議の上、決定することとする。

（前年度業務の引継ぎ）

第31条　受注者は、前年度の業務で発注者が承認した課題・障害・要望等を本業務に引き継ぐものとする。

（GISコンサルティング）

第32条　発注者の求めに応じて、GISに関する一般的な技術的サポート及び利活用促進方法その他の相談を受けるものとする。

（システム導入効果の算定支援）

第33条　受注者はシステムに関わる導入効果について、発注者からの要請に応じて、システムからログ等の必要情報を調査し、導入効果検証報告書作成に必要な資料の作成支援を行うものとする。

（障害検知時のメール送付）

第34条　受注者はサーバの異常発生時に管理者に障害検知メールを送信するための設定作業を、必要に応じて行うものとする。検知対象項目は、現在の構成で検知可能な項目の中から、発注者と受注者の協議により決定するものとする。メールの送信に必要な環境及び設定情報は、発注者が提供するものとする。

（運用保守業務の対象外）

第35条　以下の事項は、運用保守業務の対象外とする。

　(1) 受注者の承諾を得ずシステムを修理、移転、著しく改造し、また他の装置を接続させ、あるいは装置を取外したことによる障害

　(2) 運用保守範囲外のソフトウェアの機能追加

　(3) ハードウェアの移設・搬入・設置・現地調査作業

　(4) 天災地変その他、発注者及び受注者いずれの責にも帰しがたい事由により発生した障害

第５章　成果品

（成果品）

第36条　本業務の成果品は、以下のとおりとする。

　(1) システム運用保守

　　①運用サポート記録簿 ------------------------------------------------------ １式

　　②定期点検作業報告書 ------------------------------------------------------ １部

　　③月次報告書（障害復旧作業報告を含む） ------------------------------------ １部

　　④障害対応管理表 ---------------------------------------------------------- １部

　　⑤要望対応管理表 ---------------------------------------------------------- １部

　　⑥システムソフトウェア（修正版） ------------------------------------------ １式

　　⑦システム設計書（改訂版） ------------------------------------------------ １部

　　⑧マニュアル（改訂版） ---------------------------------------------------- １部

　(2) 関連データセットアップ

　　①表札データ（更新版：世帯主氏名注記データ，住民記録データ，住民記録データ［世帯主のみ］）、目標物データ（更新版：市有施設等，消防局目標物，医療機関，生活衛生施設，金融機関，橋・トンネル名称，国・県等の施設，地域公民館）、検索用データ（更新版：住所検索用データ，目標物検索用データ，地番検索用データ）及びそのメタデータをシステムにセットアップした状態　 ------------------------------------------------------ １式

　　②更新済み共用空間データ及びメタデータをシステムにセットアップした状態

　　　（地番図、道路骨格、建物、行政界、その他地形及びデジタルオルソほか）----- １式

　(3) その他

　　①その他発注者が必要と認める資料

（課題管理表、各種打合せ会議録等）--------------------------------------- １式

　　※ 地図データは、Shape形式とし電子媒体で納品すること。

　　※ 更新されたソフトウェアは、サーバもしくはクライアントへのセットアップをもって納品とみなす。

　　※ 「システムにセットアップした状態」と記載の成果品は、サーバへのセットアップをもって納品とみなす。

　　※ システムソフトウェア・システム設計書及びマニュアルは、修正・改訂があった場合のみ納品する。

　　※ 文書類はMS-WORD、EXCEL、PDF形式等で電子媒体にて納品すること。

　　※ このほか発注者の指示がある場合は、指定された形式で納品すること。

（納入場所）

第37条　成果品の納入場所は、以下のとおりとする。

　　　　長野市 上下水道局 営業課、又は、発注者が指定する場所

（成果品の権利関係）

第38条　成果品の帰属に関する諸権利は、以下のとおりとする。

　(1) データの帰属

　　　　成果品の著作権・所有権等の諸権利は、受注者の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。発注者がデータを自由に加工・編集・配布することを受注者は了承するものとする。発注者が権利を有しないデータ及び市販データ等を利用して整備したデータの諸権利は、当該データの制作者が定める規定による。営利・非営利を問わず、受注者が発注者の事前の承諾を得ずに他の目的で成果品を利用することを禁止する。

　(2) システムの帰属

　　　本業務で導入したソフトウェアの所有権・著作権等の諸権利は、成果品が納入された時点で受注者から発注者へ移転される。ソフトウェアのうちパッケージ等のプロダクトソフトウェアに関する部分の著作権は、受注者又は当該ソフトウェアの製造元に留保する。成果品の納入により受注者は発注者によるソフトウェアの所有及び使用を許諾するものとする。